

令和8年度宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金

商店街空き店舗活用型補助金

実施要領

「申請にあたっての注意点」

- ・3か月以上空き店舗であること、また、賃貸借契約締結前又は賃貸借契約締結から30日以内であることが必要です。
- ・本補助金は令和8年度の予算成立を前提としています。

宝塚市 産業文化部 商工勤労課

令和8年3月

1 事業目的

商店街空き店舗活用型補助金(以下「補助金」という。)は、市内商店街で、3カ月以上空き店舗となっている物件を活用して事業実施する場合、家賃の一部を補助することにより、本市の地域商業における魅力ある店舗の増大を図り、もって市内全域のにぎわいの創出及び本市商業の振興に資することを目的とします。

2 補助金概要

(1) 補助対象者

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者、個人事業主又は特定非営利活動法人であること（みなし大企業を除く）。
- ② 以下すべて満たすこと。
 - ア 店舗の営業時間が原則1日6時間以上かつ週5日以上であること。
 - イ 既に市内において店舗を営業していて、既存店舗を閉店させて新規出店する者でないこと。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと。
 - エ 市税の滞納がない事業者であること。
 - オ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - カ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと。
 - キ 対象となる家屋の所有者と生計を一にしている者及び当該所有者と2親等以内の親族である者並びに当該所有者が補助金の交付を受けようとする法人の役員である者でないこと。
 - ク 過去に宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金、宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金、宝塚市店舗等リノベーション補助金又は宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金を利用していないこと。

(2) 補助金額

家賃月額額の1/3以内を1年間補助。（月額上限3万円又は2万円）

※補助金額の支給は店舗の営業開始月の翌月分からとし、補助合計額の千円未満は切り捨てとする。

※補助の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税相当分については、補助対象外。

ア 上限 3万円/月

中心市街地区域

イ 上限 2万円/月

上記以外の市内全域

(3) 補助対象物件

新たに他人から賃借する物件で、市内商店街で店舗として使用できる状態で以下のいずれかを満たす物件。

・ 申請日時点において、賃貸借契約締結前かつ入居募集が3カ月以上経過している物件

・ 申請日時点において賃貸借契約締結から30日以内であることに加え、賃貸借契約締結までに入居募集が3か月以上経過していた物件

※出店予定の商店街の同意書（別紙1-5）が必要です。

※家賃等証明書（別紙1-6）で募集期間の証明が必要です。

※賃貸借契約書の写しが必要です（契約前の場合は契約後ただちに）。

(4) 補助対象事業

店舗等で行う主たる事業が以下のいずれかであること。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等については、対象外とします。

(※)フランチャイズ店舗等…他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。

①日本産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に掲げる以下の業種のうち

専ら一般の消費者を顧客とする事業

ア 小売業（中分類56～60）

イ 宿泊業（中分類75）

ウ 飲食店（中分類76）

エ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77／小分類772配達飲食サービスを除く。）

オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）

②その他出店地域の魅力向上に資すると市長が認める事業

3 補助金交付申請について

ア 期 間：3月19日（木）以降、随時申請受付しています。

ただし、予算の上限に達した場合、受付を終了します。

イ 申請方法：商工勤労課窓口又は郵送にて提出してください。

窓口の受付時間は、9時～12時、12時45分～17時（土日・祝日除く）

ウ 提出書類：補助金交付申請（様式第1号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

・ 事業計画書（別紙1-2）

・ 商店会の同意書（別紙1-5）

・ 家賃等証明書（別紙1-6）

※賃貸物件の場合は「賃貸借契約書の写し」（契約前の場合は契約後ただちに）

・ 暴力団排除に関する誓約書（別紙1-7）

・ 宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金交付要綱に関する誓約書（別紙1-8）

※申請書類様式は、市のホームページからダウンロードするか、市役所商工勤労課でも配布しています。（郵送は致しかねますが、特段の事情がある

場合は、返信用封筒に切手を貼り、請求願います。)

4 補助対象者の決定について

提出された資料の審査を行ったうえで、交付決定通知書を送付します。

申請後に賃貸借契約を締結した場合は、交付決定後に賃貸借契約書の写しをただちに提出していただきます。

5 実施報告書の提出について

ア 締め切り：初年度分は令和9年3月31日(水曜日)まで

イ 提出書類：実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・事業報告書(別紙8-2)
- ・支払いを証明する書類の写し(領収書等)
- ・店舗のチラシ、HPの写しなど、店舗が開店したことが分かる資料

6 その他

- (1) 本実施要領や要綱に定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- (2) 申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したとき、実績報告書や支出した根拠となる帳簿書類等の添付資料が提出できないなどの場合は、交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- (3) 補助期間途中で事業を中止又は廃止した場合は、補助金交付決定の取消しを行う場合があります。

7 本件に関する問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 産業文化部 商工勤労課 (TEL: 0797-77-2011)

平日 9時~17時